

の段階でお分りのところについて、あれば教えていただきたいのです。

○政府参考人(浦原基道君) 委員から御質問ありましたとおり、これまで地域移行あるいはそれに伴って結果としての病床削減ということを目指してやってきたわけでございますけれども、今般、とりわけ一年以上長期の方々というのが、については更に地域移行を進めるとともに、あわせて地域の受皿をきちんとつくっていくといったことが大事だということで、三月二十八日に検討会を開催したということでございまして、これから一応六月末頃を目途に中身を詰めていきたいと思っております。

今、話がございましたとおり、長期入院患者本人の意向を最大限尊重するということをまず第一にしますし、あわせて地域移行に直接移行することが主な非常に重要な視点でございますけれども、新たな選択肢も含めて地域移行を一層促進するための取組を幅広い観点から検討するというようにしていただいております。

いろいろな意見がこれの委員会でも出てくると思えますので、そうした意見をよく聞いた上で具体的な方策というのを今の基本的な方向に沿って検討してまいりたいと、こういうふうにご考えております。

○相原久美子君 是非、御本人の意向、それと比較的高齢化しているということのやはり地域移行への問題点、それをしっかりと明らかにしながら、その方たちが地域でどういう形で生活していけるかということがしっかりと取組をお願いしたいと思っております。

そして、大臣本堂に行き場がなくなってしまうということがないように、もう長年精神病院で暮らしていらした、多分私自身も、五十年一般の社会の中からもちよつと別な形ということになると、今のIT社会の中には付いていきません、もう炊飯器一つ使えないだろう、テレビ一つつけれないだろうというような状況になりかねないわけですから、そのフォローは是非省として

て全体で取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

時間がなくなりましたので、最後になります。ちよつと申し訳ないのですが、関係の皆さんにお越しいただきましたけれども、一点だけお伺いしたいと思います。

生活保護の受給者の就業支援のところ、これ、端的にお伺いいたします。なかなか、会計検査院からも指摘されたかなりの項目があるかと思うんですが、その中の一つ、やはり、就業がきちつとその方の自立に結び付いていない、これが一旦は職に就いたけれどもまたすぐに生活保護へとかという形になっているということをお伺いしておりますけれども、この部分について、厚生労働省として何が課題であつて今後どういう形でそれに対応していこうとしているのか、会計検査院の指摘も含めてちよつと検討されたことがあればお伺いしたいと思います。

○副大臣(佐藤茂樹君) 相原委員の御質問にお答えをいたします。

今委員御質問のとおり、生活保護制度において支給されている技能修得費につきまして、会計検査院報告では、就労に結び付いていないケースがあることなどから、これ大体三割程度結び付いていないという、そういう御指摘も受けまして、被保護者の自立に向けた目標を明確にするなど、就労支援がより効果的に行われるよう、そういう指摘を受けたところでございます。

厚生労働省としても、そういう指摘を受けましたもう一度チェックをいたしまして、やはり厚生労働省として大事なものは、就労支援を行う際にはやはり本人の意欲や能力、環境に応じて寄り添って計画的に細かく支援することが重要であるということから、平成二十五年度から、もう少しその辺を明確にしよつとということで、地域の福祉事務所と本人が協議をして、本人の納得を得た上で支援を円滑に行うことができるように自立活動確認書というのを本人の納得の上で作らせていただいで、それに基づいてお一人お一人しっかりと支援を

していただく、そういうことにさせていただきます。

具体的には、さらに福祉事務所の体制も拡充していかないといけないということで、平成二十一年度以降毎年度、ケースワーカーの地方交付税の算定上の人数を増やすこととしてきておりまして、これは着実に増やしてきております。もう一つは、福祉事務所に就労支援員を増員するというところについても着実に増やしてきておりまして、平成二十六年の三月現在では二百七十八人、就労支援員を配置しております。さらに、ハローワークが福祉事務所と連携してチーム支援を行うなどによつて、就労支援を行うことなどによつて生活保護者に対する就労支援を円滑に進めてまいりたいと考えております。

○相原久美子君 質問を終わりますけれども、会計検査院からの指摘しっかりと受け止めて、本当に実効性のある体制をつくっていただくようお願い申し上げます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

本日は、平成二十三年、二〇二一年十月に滋賀県大津市で生じた中学二年生の男子生徒のいじめ自殺事件を契機に昨午国会で立法されたいじめ防止対策推進法、今日、下村大臣の下で国の基本方針を十月に制定をいただきました、その法制度全体のその取組の状況、国会で立法させていただきます、また下村大臣の下でお作りいただいた国の基本方針、その制度の趣旨、内容と現実、学校の現場あるいは教育委員会その取組、その乖離について質問をさせていただきます。端的に申し上げれば、今なお残念ながら自殺が止まっていないということでございます。それを止める方策について議論をさせていただきます。

この法律でございますけれども、本委員会の筆頭理事であります神本先生を始めとする民主党同僚議員のもの、私、民主党案について、それから

後に民主、社民、生活の三党派となりまして、自公案の与野党協議をさせていただきました。山谷先生、また柴田先生共々、超党派で立法させていただいたものでございます。また、私、立法活動とともに、十月の基本方針の策定に当たりましては、立法を頑張らせていただいた立場として、文科省の皆さんに様々な助言などをさせていただきました。結果、今大臣のお手元に置いていただきました。法律と国の基本方針の逐条解説を出版もさせていただきました。全国の各地域で、大臣が作っていただいた、また国会が立法した法制度を正しくきちんと実行していただきたいという願ひでございます。

本日、こうした取組をずつと御一緒に頑張らせていただいております。先ほど申し上げました大津市の自死事件の御遺族の方と、また、同じくお嬢様をいじめによる自死で失われたジェントルハート・プロジェクト、NPO法人でございますけれども、小森美登里様御夫妻を始めとするその法人の方々にお越しいただいております。

この法律でございますけれども、今申し上げました、かけがえのない、絶対失われてはいけない命がいじめによつて失われてしまった、そしてそれだけではなくて、その残された遺族の方々が、残念ながら教育委員会や学校の不適切な隠蔽等の対応によるいわゆる二次被害で苦しめられた、この二点をもう解決する、二度と起こさないようにする、そうした思いで超党派で立法させていただきましたものでございます。

内容について少しお時間をいただいて御説明をさせていただきます。ポチ絵の資料をお配りさせていただきますけれども、この法律の目的でございますけれども、今までなぜ何十年にもわたつて我が国でいじめが学校で続いていたのか。残念ながら、人間のコミュニケーションである限りのいじめというものはなくならないものであろうと、ただ、それがなかなか抑えられないで来た。その中で、決してあつてはならない自殺事件というものが繰り返されて

きた。その根本的な問題、学校や地域にあるその構造的な問題を、立法によって、ある仕組み、様々な仕組みを講じることによって解決する、そうした立法でございました。

学校の中においての要になる仕組みが二つございいます。右の学校という欄を御覧いただきたいんですけれども、下のいじめ対策委員会でございます。これは、もう全ての学校でこの二十二条の委員会を義務的に設置をしていただくことになっております。つまり、学校の中で生じたあるいは疑われないいじめというものは、個々の担任の教師が担当するのではなくて、全てチームで担当する。その個々の学級担任の方の中にはいじめについて理解が乏しい、あるいは対応能力が十分でないというふうなことも過去の例、事件の中にはあったというところでございまして、チームで対応するというところでございまして。やることは、いじめ対策の三要素でございまして。いじめを最大限に防止し、最大限に早期発見し、起きてしまったときに適切に解決する、この三つをやり切るというところでございまして。

さらに、もう一つの要の仕組みは、その上にございまして学校いじめ防止基本方針でございます。これは、いじめが起きにくい、いじめが起きさないうような、そうした起こしにくいような学級、学校に文化自体を、組織自体を変えていく。単に年に一度いじめは駄目だといったようなスローガンをみんなでやるのではなくて、全ての学校教育活動を通じて体系的な、また計画的な年間のいじめの防止プログラムというものを作っていただいで、そうした環境をつくっていくという、こうした取組でございまして。さらに、あつてはならないことですが、自死事件のような重大事態が起きたときの適切な対応、そうしたものなどについても定めさせていただいてるところでございまして。

それで、まず、この二十二条の学校いじめ対策委員会でございますけれども、実は私、この二十二条の条文を一言一句書かせていただいた、立

法をやらせていただいた者なんですけれども、この二十二条のいじめ対策委員会というものは、先ほど申し上げました三つの、防止と早期発見、事案対処、それを条文で実効的に行うという条件を付けさせていただいておりますけれども、こうした対策委員会の在り方、趣旨を踏まえたときに、もう論理必然的に、こういう要件でこういう機能を發揮していただかなければいけない、こういう組織をつくっていただいでこういう活動をしていたかなければならないということがもう法的な義務として実は定まっております。

具体的には、この学校の対策委員会というものは、いわゆる教頭先生やあるいは生徒指導担当といったような一部の限られた管理職的な方々だけの組織ではなくて、生徒、子供たちにとって一番身近な学級担任あるいは教科担任、音楽の先生ですとかそうした教科担任の方々が必ず参加をしていただく。そういう方々が参加していただくことによって初めて学校全体の組織になり、かつ子供たちから見ると、この学校の教職員がもう総力を挙げていじめに向かっている、さらにこの組織というものは、子供たちから見ると安心、信頼の、必ずいじめを止めて助け出してくれるという、そういう確信を持った組織でなければいけませんので、そうしたときに、一部の先生ではなくて自分のクラス担任が今年に対策委員会にいらすと、次の年にまた隣の学級担任の先生がいらすと、次の年にまた隣の学級担任の先生がいらすと、学校の先生たち全てがいじめを許さないと、そしていじめから子供たちを救うんだと、そうした意思、存在あるいは行動への信頼を持つと、そうした機能が求められているところでございまして。

さらに、このいじめ対策委員会に全ての学級担任、また音楽の先生などの教科担任の方が入っていただくことは、下村大臣のお作りいただいでいます国の基本方針、それをまさに実現するために、も死活的な意味を有しているところでございまして。それはどういふことかといえますと、このいじ

めというものは全ての教職員が組織的に対応しなければいけないわけでございましてけれども、先ほど御紹介申し上げました大津市の自死事件の、尾木直樹先生などが作られました第三者委員会の報告書を私も拝読をさせていただいて立法の参考させていただいたんでございましてけれども、それを読んでおきますと、今日御遺族の方がいらっしゃる前で私も本当につらい思いでございましてけれども、そこに書かれてありましたことは、その当時の学級担任の先生はいじめだと思っはいいなかつた、悪ふざけだと思っはいいなかつた、その周りの同僚の先生方は、何人かの方は、あれはいじめだと思っはいいなかつた先生方がいらっしゃったわけでございまして。

すなわち、問題が二点あるわけでございまして。一つは、いじめについての残念ながら対処能力が十分でない先生がいらつしやること。もう一つは、その担任以外の別の先生が学校内で起きたいじめに気付いていても、どうやら学校の中には、自分の担当クラスでないクラスの中の問題についてはなかなか口出しができないという、いわゆる縦割りのような問題があるということでございます。そうしたものを排除する豊かな同僚性、学校の教職員が一九となつて子供たちを徹底的に守る、そうした同僚性を皆さんで培っていただく。そのためには、全ての学校の先生が、みんながいきなり入るわけではございません。何らかのキャリアパスのタイミングでこのいじめ対策の委員会に入つていただいで、いじめの本質の理解、あと、いじめの対応のスキルまた豊かな同僚性の培い、そうしたものをさせていただく必要があるという、そうした立法でございまして。

今申し上げましたこの二十二条の組織の在り方につきまして、昨年の十月、下村大臣がお作りいただきましたいじめの国の基本方針というものがございまして。ちよつと資料がたくさんで申し訳ございませんけれども、資料一と下に書いたものを御覧いただけますでしょうか。資料一の下の方でございまして。これが二十二条の条文の解説な

んですけれども、このページをページおめくりいただきまして、今度は左下の文章を御覧いただきたいんですけれども、二重線を引かせていただいております。ここに、二十二条のメンバーとして、学級担任という言葉を大臣の基本方針によって入れてくださっているところでございまして。

ただ、ここから問題なんですけれども、今申し上げましたように、学級担任はもう法律の解釈として、条文を書かせていただいた私の立法意思として絶対入つていただかなければいけないんですけれども、実は各学校でつくられている委員会組織を見ると、学級担任の皆さんが入っていない例が実は今多々あるということでございます。

必ず委員会組織に学級担任や教科担任が入つていただくように、次のページをおめくりいただきますと資料二というものが出てまいりますので、ごますけれども、申し訳ございません、大臣、上から三枚目でございます。

この資料でございますけれども、これは、大臣の下この国の基本方針を作るに当たつて文科省に置かれた協議会で、今日お越しの大津市の御遺族と、あとジェントルハートの小森美登里様が連名で出された意見書、意見書というものは、この二十二条の組織に全ての学級担任や教科担任が必ず参加して、そしてその先生方のキャリアパスの中で必ず参加を経験するようにしてほしいという意見書でございます。それについて、その協議会座長の見解でございます。これは、こうした内容は基本方針の中にかみ砕いて入つていっていると、うんだけれども、現状の記載ではなかなかまだ十分であると。したがって、次でございましてけれども、文科省の方でこうした趣旨が各学校や地域での取組で実現されるようにしつかりと説明をしてほしい。それに対して、文科省の事務方が各種の説明会等で説明をしていただくというふうになつております。つまり、法律の条件であり、また大臣の下の協議会の結論としても、必ず学級担任などの先生が入つていただくというところでござい

ここから具体例を、入らせていただきたいんですけれども、三つ目の資料でございます。この表のチャートになっているいじめ防止等のための基本的な方針の策定以降のいじめの存在が報道等されている自殺事件の例という表を御覧いただけますでしょうか。こちらのものがございます。これは、今申し上げました昨年の十月に策定された文科省の国の基本方針、その策定以後に私が調べまして全国の報道等でいじめの存在が指摘等されている自殺事件についてまとめたものでございます。

一つ目は、山形県の例でございますけれども、中学一年生の女子生徒が始業式の当日に新幹線に飛び込んでねられたということでございます。これは全校アンケートがなされておまして、十三人が、直接いじめを見聞きしたという子供たちが回答し、かつ、いじめがあるというふうなうわさを含めると、全校生徒の四分の一以上、百名以上が回答したということでございます。下の鹿児島県の例でございますけれども、これは、幸い命は助かったんですけれども、集合住宅の四階から飛び降りて重傷を負ったという例でございます。御本人がもう限界であると、また、いじめがあったと訴えをなさっているという例でございます。

この二つでございますけれども、実は法律で設置が義務付けられております学校のいじめ対策委員会、これが設置されていないということでございます。議会調査室と、あと私の事務局で直接現地の教育委員会等に確認をさせていただきます。ちよつと詳細を十分申し上げる時間はないんですが、いじめ防止の山形県の例でございますけれども、多くの教職員はいじめだとは気付かなかつたんだけれども女子生徒が孤独であることは気付いていたと。しかも、この女子生徒は担任の先生には相談をしていたわけでございます。つまり、学校のいじめ対策委員会があれば、こうした教職員、あの子がおかしいんじゃないかという

教職員からの通報や、あるいは担任の先生からの直接の通報によって、組織的な対処でこの子の自殺を防ぐための最大限の取組が、少なくとも取組は絶対にできていたということでございます。鹿児島島の件も、学校の担任には相談していただけたけれども、それが生かされていなかったという点でございます。

今の二つは対策委員会が設置されていなかった例なんですけれども、その下の二つを御覧いただけますでしょうか。これは、実はそれぞれ両方とも自殺事件なんですけれども、対策委員会は設置されていたんです。設置されていたんですけれども、先ほど申し上げました対策委員会の実際の構成員がごく一部の、いわゆる学校の管理職的な方々だけで構成をされておまして、いわゆる学級担任や教科担任という方々が入っていないんです。つまり、学校全体を挙げた取組、もつと言えば、子供たちから見て、いじめ防止に効果的ではない、かつ、子供たちから見ていじめの早期発見のための安心、信頼の確信の相談窓口になり得ていたのかということ、非常に疑問がある、そうした組織形態であったということでございます。

つまり、申し上げたいことは、法律を作らせていただき、また、大臣の下で立派な基本方針を作っていたにもかかわらず、ただ、残念ながら、まだ各地域でこうした現状が続いているところでございます。そこで、下村大臣に伺わせていただきます。法律の規定のとおり、そして大臣の基本方針でも学級担任ということを書いてくださっております。そして、先ほどの基本方針の二十二条のところにあるんですけれども、仮に既存の学校管理委員会あるいは生徒指導部会といった管理職的な方々を中心とする組織を活用する場合であっても、それを実効的に行うように機能させる限りでなければ法律の要件を満たさないというふうなことも基本方針にちゃんと書いていただいていることでございます。

大臣の御見解として、第二十二条の学校の対策委員会に学級担任、教科担任の方がしっかり入っていたら、かつ、それぞれの先生方がキャリアパスのどこかでこの委員会に参画をしていくと、そうした運用でなければいけないというお考えだということをお答えを願います。

○国務大臣(下村博文君) まず、冒頭、さきの通常国会で、いじめ防止対策推進法、超党派の議員立法で作っていただきましたことを感謝申し上げます。これは、政府が本来作るべきことでありましたが、その直前の衆議院選挙で各党が選挙公約に既に掲げていたということもありましたので、是非超党派で議員立法として作っていただくということが国会で早く成立するのではないかと考えて、各党にお願いをしたところでございまして。相当タイトな中で、しかし成立をさせていたいただいたこと、本当に感謝申し上げます。さらに、その上、委員が、「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」ということで、何か政府が作るべきことを本として出していただいたということとは本当に有り難いこととございまして、重ねてお礼を申し上げます。

これは御指摘ありましたが、大津の事件がきっかけとなってこのようにいじめ防止対策推進法を国会で作っていただいたわけでありまして、同時に、この大津の事件等をきっかけとして、教育委員会制度の抜本改革案もやはりすべきであるというところで、これは政府の方で中教審に諮問し、答申を受けて与党で協議をしていただき、今国会で是非教育委員会の抜本改革案も作ることにございまして、大津のような事件が二度と起きないように仕組をいろんな形で今つくっていくということを進めてまいりたいと思っております。そして、御質問の第二十二条の件でございますけれども、このいじめ防止対策推進法第十一条に基づきまして文科省が昨年十月に策定したいじめ防止基本方針において、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織は、一つは、いじめの防止

等の中核組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、当該情報を基に組織的に対応できるような体制とすることが必要であるということ、そして、このための構成員となる当該学校の複数の構成員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的に対応の中核となる機能とする体制を学校の実情に応じて決定することになったわけでございます。

したがって、各学校においては、学級担任や教科担任などを含む教職員の中から組織的に対応の中核として機能する体制を十二分に検討し、当該学校の実情に即して、的確にいじめの情報が共有でき、組織的に対応できるよう、最もふさわしい体制を工夫し設置していただきたいと考えておまして、当然、一番子供に接する教科担任、学級担任、そういう先生に入ってもらうことは重要なことだということに思います。

○小西洋之君 大臣、ありがとうございます。子供たちに一番身近な先生方が入っていたことが重要、御説明申し上げましたように、法律上の要件でもあり、大臣の基本方針の考え方もございまして、そうしたことを徹底していただきたいと思っております。

先ほどのこの自殺の事件をまとめた表の次のページでございますけれども、実は、各学校で今つくっているいじめ対策委員会をグループで検索をさせていただいて上から出てきたものを見てみたくて、もうほとんどが学級担任、教科担任が明示の構成員として指定されていないものでございます。これはまさに先ほどお示しいたこととございまして、端的に、立法者として申し上げれば、法律違反でございます。是非、大臣の下でこれを直す取組をしていただきたいと思います。済みません、ちよつと時間が随分押してしましまして、もう一つ重要な論点がございまして。今は、いじめを防ぐ、子供たちを救う話でござ

いましてけれども、残念ながらいじめが起きてしまつて子供たちにおいて重大事態が生じてしまつた場合、その教育委員会や学校などの対処が、実はそれを改めさせるのが、改めてもらうのが重要な立法事実だつたんですけれども、それについても実は今なお同じような問題が続いているところがございます。

お手元にお配りをさせていただきました資料でございますけれども、資料の三番、これはまず、今の学校の先生方の問題についてジェントルハートの小森様が出していただいた報告書でございますけれども、ちよつと済みません、時間がございませんで。

その次の、二枚めくっていただいて、資料の五という縦の紙が出てまいりますけれども、これも今日お越しの大阪の御遺族の方が、この大阪の御遺族の方なんですけれども、今、全国の学校を走り回られておられまして、御自分が経験されたような教育委員会などの不適切な対応について、それを支援、解決する取組を実はされております。実は私もそれを一緒にお手伝いをさせていただいておりまして、そのほとんどのケースについて実は文科省の事務方に私の方から御報告をして、文科省の方でしっかりとした指導や助言などを現場にしてほしいということをお願いして、取組などをしていただいております。

この資料の五に書いていただいていることでございますけれども、今なお、自殺事件等があった場合に、教育委員会などがアンケート調査の開示を拒み、あるいは遺族の意向を無視して、遺族の方に何も意見を聞かずに、あるいは意見交換をさせてほしいということについて何も応えずに第三者委員会の設置をしまつていて、そうした例などが端的に言えば頻発していることでございます。

このいじめの防止対策推進法におきまして、遺族の方々にいじめの事件についての調査内容、それはアンケートの調査も含むんですけれども、それについては遺族の方々には説明をしなければいけ

ない、最大限にその説明責任を全うしなければいけないという法的な説明責任の条文を二十八条の二項として書かせていただき、かつ、これは法案制定の国会審議の中でもしっかりと確認されていることでございます。そうしたことが現場でちゃんと行われていないということでございます。

また、その調査の第三者委員会を設置するに当たりまして、やはり遺族の方から見た公平公正、公平公正な第三者委員会であればいけないのは当たり前なんですけれども、その公平公正あるいはその中立性というものは遺族の方から見ればかりと納得できるものでなければならぬ、これも法制定の国会審議でも確立しているものでございます。また、そうした趣旨は大臣の基本方針にも書いていただいているところでございます。

ただ、こうした重大事態に対する取組がまだ十分行われていない。これは大阪の御遺族のこの資料五の中に書かれていることでございますけれども、先ほどの学校の対策委員会の話と同じでございます。学校現場やあるいは教育委員会が法律や法制度の趣旨をきちんと理解していないわけでございます。つまり、大臣の作つていただいた基本方針だけではなお理解が及ばないということがございまして、大臣に質問でございますけれども、この重大事態の問題について、まず教育委員会や学校が大臣の基本方針あるいは法律に従つてしっかりときちんと適正に対処をしていただきたいというそのお考えの確認と、もう一つは、それを徹底するために、是非、行政通知を私は出していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

ガイドライン、この運用のガイドラインを作つていただくことは国の基本方針で実は書かれております。ただ、それがまだ、方針が、十月に基本方針ができてもう半年がたとうとするのに、まだそのガイドラインが、取組の協議会も置かれていないというふうに私は理解しているんですけれども。そのガイドラインを作ることは、包括的な方

イドラインを作ることは当然基本方針に書いてあるのでやらなきゃいけないんですけれども、それを待つていると、また自殺が止まらない、あるいはまた二次被害が止まりませんので、今申し上げました第二十二条やあるいは二十八条、その他十三条の学校のいじめの防止プログラムですとか様々な重要な制度がございますけれども、その重要な制度の基本的な考え方とその運用のポイントについての行政通知をすぐこの四月中にも発出していただけないでしょうか、お願い申し上げます。

○国務大臣(下村博文) 文部科学省は、これまでに、法律の成立を周知する通知や基本方針の内容を周知する通知を發出してきたところでありますが、法が求める組織の設置や基本方針の策定などについてできる限り分りやすく周知徹底することが重要であるというふうに考えます。

このため、文科省として、通知の發出にとどまらず、各地域の取組状況を調査、公表することを通じて更なる取組を促進するとともに、学校関係者や教育委員会担当者等を集めた説明会や研修会を実施したり、また、各地の教育委員会等が開催する説明会において文科省職員を講師として派遣するといった取組を現在実施しているところでございます。

また、自殺予防の観点から、自殺予防教育の実施が重要だというふうに考えておりまして、現在、有識者会議において、児童生徒に対する自殺予防教育の在り方について調査研究を行っているところでございます。

今は、できるだけ全ての自治体でやはりこの基本方針にのつとつた条例等を作つていただきたいと思つております。また、この法律にのつとつた対処についてきちつとやるということについて引き続き文科省として周知徹底を図つていきたいというふうに思いますが、学校現場の取組を促進する工夫、方策等、この法律や基本方針の周知徹底にま

○小西洋之君 今、現場の状況でございますけれども、先ほどお示ししましたように、第二十二条の組織は法律や基本方針の求める要件になつていない、また、十三条の基本プログラムについても、防止プログラムについても本来あるべき形になつていないということでございます。全国に国公立も含めて三万九千余りの学校がございますので、もうそこに子供たち一人一人がいて、かけがえない命、尊厳があるわけでございます。是非、行政通知の發出をお願いしたいと思います。

もう一つ、最後に、今日、お忙しい中、日弁連の村山裕先生にお越しをいただいておられます。このいじめ対策、学校のことを今議論申し上げます。ただけれども、重大事態の対処の取組など、教育委員会が中心になることがございます。その教育委員会の中においても、教育委員会においてしっかりとした学校に対する指導やあるいは助言の力、あるいは教育委員会自体がそのいじめ問題について対応できるように、そうした力を持つていただくために、十四条三項で教育委員会の附属機関を設けていただくことを法律で求めさせていただいております。そこには非地域の弁護士の方々が参画していただきたいと願うわけでございますけれども、村山先生の方から、今の各地域の弁護士会の取組などについて御説明をお願いいたします。

○参考人(村山裕君) 子どもの権利委員会幹事、いじめ問題対策PTの座長をしている者であります。組織としてはではなく弁護士として、取組の現状について御説明申し上げたいと思つております。

いじめ防止対策推進法が施行されて、十四条一項のいじめ対策連絡協議会や、あるいは今御指摘のあつた十四条三項の教育委員会に設置される附属機関、これについて、あるいは重大事態の場合に対応する組織に法律の専門家としての参画を求められることがあり、これについて、国の基本方針で、専門家の参画を求めるときは職能団体に推薦を求めて、公平性、中立性を確保しよう努めることとされていることとの関係で弁護士会に推薦依頼が来るであろうということについて、法の

趣旨や国の基本方針の内容の解説を添えて、全国の各弁護士会にそのための体制を整えておくよう要請しているところでございます。

あわせて、このような様々な組織への参画の要請を受けた際には、いじめ問題について社会から期待されている専門性をもつて応える必要性があることから、その研さんのための経験交流などの素材を提供すべく準備を始めているところでございます。

また、従来から、いじめ問題に関する取組についてはこれまで子ども権利委員会での実践例の経験交流などを通して研さんの機会を設けてきたりその蓄積をまとめて参考に供したりしているところでございますが、いじめの予防の関係では、近時、要請が各地に寄せられてきていることなども背景に、いじめ予防事業の取組についても、講師のための研修などを行ったり情報交換を行って専門性の質の確保に取り組んでいるところでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

弁護士会はまさにそうした取組をしてくださっているということでございますので、文科省の方でそうした取組を受けられるように是非御指導をお願いを申し上げます。

申し訳ございませんが、質問をできませんでしたが、警察庁、あと法務省、あと厚生労働省も、いじめは複合問題でございますので、文科大臣と、文科省と協力して総力を挙げてお願いいたします。

最後に一言だけ。大臣、実は、この法律は、各地域の条例がなくても子供たちを守るように実は設計されております。条例を否定はいたしません。いい取組、深掘りの取組、やっていただきたい。ただ、今の課題は、法律で義務付けられている標準的な仕組みが全国の学校でほとんど、ほとんど、あえて申し上げます、できていないということでございます。このままでは子供たちの命が助からないわけでございます。

関係が深まる頃に増えて、また事態も深刻化すると言われております。是非、四月中に簡単な通知は出せるはずでございますので、大臣のお力で子供たちの命を救っていただきたい、そのことを強くお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

田村大臣には初めて質問をさせていただきます。

私は、この決算委員会、二〇〇一年の初当選以来ずっと、ここ一、三年ちょっと離れておりましたけれども、委員として議論に参加してまいりました。

会計検査院が検査をしてその検査報告を出す、その中には、もちろん例えば不正経理であるとか不当な使われ方をした、私的流用がされたというような不当事項の指摘と、もう一つは、政策の有効性という観点から、検査をした結果、改善を要求されるものという、大きく分けるとその二つがあると思っております。

私のこれまでの経験では、例えば警察庁、各都道府県警で裏金が存在したというようなこと、本当にずっとやったことがございますけれども、今日は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等ということで、会計検査院の二十四年度の決算報告の中で、改善を要求するというところで地域密着型施設についての指摘事項がございました。

これについてちょっと目止まりました。介護、私は、自分自身の親の介護の問題等で関心はもちろんです、これからは自分も、まあこれからと、既に一号被保険者の年齢になっておりますので自分の問題でもあるんですけども、見まして、本当にこの政策は有効なのかということ疑問を持ちましたので、まずその点についてお伺いしたいと思っております。

会計検査院が今回検査をされて報告に掲載されているこの事業、これの利用が非常に低調となつたということで提起されているんですけども、

その理由と発生原因、また検査の概要、改善要求内容、概略で結構ですので、まず会計検査院の方から御報告をお願いしたいと思います。

○説明員(山本泉君) 答えたいと思います。

厚生労働省では、市町村又は民間事業者が整備をする地域密着型施設の整備事業に対しまして、都道府県又は市町村に対しまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付してございます。

これらの整備交付金により整備された地域密着型施設の利用状況について検査をいたしましたところ、二十五都道府県の百五十三市区町村等に所在する二百五十五事業所におきまして、地域密着型施設が全く利用されていなかったり、利用が低調となつていたりして、整備交付金の事業効果が十分発現していないといった事態が見受けられたところでございます。

そこで、整備交付金の事業効果が十分発現するように、第一として、サービスの需要を的確に把握することの必要性につきまして市町村に周知するとともに、交付申請の審査等に当たっては、必要の有無等の把握を的確に行つたかについて十分に確認するよう都道府県等に周知すること、第二として、市町村に対しまして、当該施設の整備後の利用状況を的確に把握をいたしまして、事業効果の発現のための取組について事業所を指導するとともに、地域密着型施設が提供するサービスの機能・特徴等につきまして要介護者等に対する周知等を十分行うよう指導を行うことにつきまして、厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したものでございます。

○神本美恵子君 今報告ございましたけれども、調査された三百二十六事業所に約五十七億円を交付されているわけですけれども、その中で、二百五十五の事業所で、利用者がゼロ、六年間ですよ、利用者がゼロのところ八事業所、それから利用率が五〇%を下回るのが二百四十七事業所というふうな報告になっております。つまり、この利用者ゼロの事業所への交付金は一億二千四百八十七

万円、利用が低調となつた事業所への交付金は四十三億三千七百五十万円、交付額全体の七八%を占めていることになりました。

〔委員長退席、理事熊谷大君着席〕

その発生要因についても今御説明がありました。この事業所を、施設を整備するに当たって需要がどのくらいあるのかということが的確に把握されていない、あるいは利用状況の把握をちゃんとしなさいという都道府県からの指導助言もなし、また、要介護者、そこを必要としている人への周知も不十分というようなことも報告書の中で指摘されているんですけども、まず、この交付の手続とその決定の基準というのはどうなっているんでしようか。これは厚生労働省の方で示しただけですか。

○政府参考人(原勝則君) 今検査院の方から指摘を受けておりますのは、いわゆる地域密着型サービスというものでございます。

これは、市町村がニーズを把握して、そして介護保険事業計画の中で必要な整備計画を作り、それに対して公募をして事業者を決めていく。こういう手続の中で、市町村の判断の中で適正な整備計画の策定と実施が行われている、そういうものでございます。

○神本美恵子君 市町村が交付申請を出して、そしてそれを都道府県が審査をして、そして都道府県から厚生労働省の方へ上がってきて交付額が総額が決定される、大まかにそういうことだろうというふうには私は検査報告書、検査院の報告書を読んで理解をしたんですけども、年度ごとの利用状況チェックあるいはそのチェックの仕方等についての指導助言等は厚生労働省としてはどのようにされているんでしようか。

○政府参考人(原勝則君) 御指摘の交付金でございますけれども、手続的には、先ほど言いましたように、市町村が計画を作つて、そしてその整備費について国に直接交付申請をしてくる、で、国の方で内容について審査をいたしまして補助決定をする、こういう手続でございます。